

# 一般社団法人 白山ふもと会

## 入会及び退会規程

### (目的)

**第1条** この規程は、定款「第3章 社員」の規定に基づき、一般社団法人 白山ふもと会（以下「当法人」という。）の入会及び退会について定める。

### (法人の構成員)

**第2条** 当法人は、当法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

#### (1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体  
法律（以下「一般法人法」という。）上の社員

#### (2) 賛助会員

当法人の事業に賛同して年会費のみを支出する個人又は団体

### (社員の資格の得喪)

**第3条** 当法人の社員になろうとする者は、「様式1」により申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

2 当法人は、入社希望者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、その入社を承認しないことができる。

(1) 未成年者、成年被後見人または被保佐人

(2) 経費を負担する資力のない者またはその負担を拒む者

(3) 当法人もしくは当法人の他の社員に損害を与え、またはその恐れのある者

(4) 前各号に掲げる者の他、社員となることにより当法人の他の社員に共通する利益を著しく害する恐れのある者

3 当法人を退社した者は、社員の資格を失う。

4 前項の規定は、同項に規定する者又はその相続人その他の承継人に対する当法人の権利の行使を妨げない。

### (経費の負担)

**第4条** 当法人の正会員は以下区分に従って入会金及び会費を納めなければならない。

入会金：1口 10,000円

年会費：2,000円

2 当法人の賛助会員は以下区分に従って会費を納めなければならない。

入会初年度年会費： 12,000円

次年度以降年会費： 2,000円

3 全校までの払込みの取扱い場所は、次のいずれかとする。

北國銀行 鶴来支店	普通	452526	一般社団法人白山ふもと会
鶴来信用金庫 本店営業部	普通	1257091	一般社団法人白山ふもと会
白山農協 手取支店	普通	0012523	一般社団法人白山ふもと会
ゆうちょ銀行 記号：13180	番号：16246341		一般社団法人白山ふもと会

#### (会員特典)

**第5条** 会員には以下の特典を付与することが出来る。

当法人が取り扱う商品を特別価格にてご提供

ただし会員種別、その他条件に対する特典の詳細については、一般社団法人の要件を満足する範囲において、個別に理事会において、決定する。

#### (任意退会)

**第6条** 会員は、「様式2」退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

2 退社届をした社員は、当該届出のあった日の属する月の末日をもって当法人を退社する。

#### (除名)

**第7条** 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

**第8条** 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第4条の支払義務を3月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、または解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第9条** 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## (会員名簿)

**第10条** 入会后遅滞無く当法人会員の種別ごとに、氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を当法人の主たる事務所に電磁的記録により保管する。

2 当法人は当該名簿について、個人情報として、外部に洩れないよう厳重に管理しなければならない。

## (会員名簿の閲覧等)

**第11条** 会員名簿については、会員からの閲覧の要求があった場合、映像面に表示し、閲覧させるものとする。この場合においては、当該請求を行う社員（以下本条において「請求者」という。）は当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

2 当法人は、次のいずれかに該当する場合は、閲覧を拒むことができる。

- (1) 請求者はその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- (2) 請求者が当の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- (3) 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- (4) 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実により、利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- (5) 請求者が、過去2年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実により、利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

**第13条** 本規約の他、会員制度に関する運用は、「一般法人法」の「第5節 基金」及び定款の「第3章 社員」の各項に従うものとする。

## 附 則

この規定は、平成23年10月3日から施行する。

この規定は、平成26年7月7日から施行する。

この規定に不備、不足があった場合、理事会で変更することが出来る。